

○ 銀行法施行規則第十九条の二第二項第五号ニ等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項（平成二十六年金融庁告示第七号）

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する他の規定と記号により一括して掲げる規定にあっては、その標記部分に係る記載）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後				改正前			
(別紙様式第三号)				(別紙様式第三号)			
(単位：百万円、%)				(単位：百万円、%)			
国際様式(表2)の該当番号	国際様式(表1)の該当番号	項目	当期末	前期末	国際様式(表2)の該当番号	国際様式(表1)の該当番号	項目
[略]				[同左]			
単体レバレッジ比率 (5)				単体レバレッジ比率 (5)			
[略]				[同左]			
22		単体レバレッジ比率 ((ホ) / (ヘ))			22		単体レバレッジ比率 ((ホ) / (ヘ))
日本銀行に対する預け金を算入する場合の単体レバレッジ比率 (6)				[項を加える。]			
		総エクスポージャーの額 (ヘ)					日本銀行に対する預け金の額
		日本銀行に対する預け金の額					日本銀行に対する預け金を算入する場合の総エクスポージャーの額 (ヘ)

	日本銀行に対する預け金を算入する場合の単体レバレッジ比率		
	(ホ) / (ヘ))		

(注)

(1) オン・バランス資産の額

a 「貸借対照表における総資産の額」の項には、レバレッジ比率告示第五条第一項において読み替えて準用するレバレッジ比率告示第二条ただし書の規定により金融庁長官が別に定める比率を適用するときは、日本銀行に対する預け金の額を算入しない額を記載すること。

b～d [略]

[(2) ～ (5) 略]

(6) 日本銀行に対する預け金を算入する場合の単体レバレッジ比率

a レバレッジ比率告示第五条第一項において読み替えて準用するレバレッジ比率告示第二条ただし書の規定により金融庁長官が別に定める比率を適用する場合に限り、記載すること（この場合には、当該項を削除することができる。）。

b 「日本銀行に対する預け金の額」の項には、レバレッジ比率告示第五条第一項において読み替えて準用するレバレッジ比率告示第六条第四項の規定により、総エクスポージャーの額に算入しない日本銀行に対する預け金の額を記載すること。

c (6) の全ての項につき、「前期末」が令和二年六月三十日前となる場合には、当該欄を記載することを要しない。

(7) [略]

(別紙様式第六号)

--	--

(注)

(1) オン・バランス資産の額

[加える。]

a～c [同左]

[(2) ～ (5) 同左]

[加える。]

(6) [同左]

(別紙様式第六号)

(単位：百万円、%)

国際様式(表2)の該当番号	国際様式(表1)の該当番号	項目	当期末	前期末
[略]				
連結レバレッジ比率又は持株レバレッジ比率 (5)				
[略]				
22		連結レバレッジ比率又は持株レバレッジ比率 ((ホ) / (ヘ))		
日本銀行に対する預け金を算入する場合の連結レバレッジ比率又は持株レバレッジ比率 (6)				
		総エクスポージャーの額 (ヘ)		
		日本銀行に対する預け金の額		
		日本銀行に対する預け金を算入する場合の総エクスポージャーの額 (ヘ)		
		日本銀行に対する預け金を算入する場合の連結レバレッジ比率又は持株レバレッジ比率 ((ホ) / (ヘ))		

(注)

(1) オン・バランス資産の額

「貸借対照表における総資産の額」の項には、レバレッジ比率告示第二条ただし書

(単位：百万円、%)

国際様式(表2)の該当番号	国際様式(表1)の該当番号	項目	当期末	前期末
[同左]				
連結レバレッジ比率又は持株レバレッジ比率 (5)				
[同左]				
22		連結レバレッジ比率又は持株レバレッジ比率 ((ホ) / (ヘ))		
[項を加える。]				

(注)

(1) オン・バランス資産の額

[加える。]

の規定により金融庁長官が別に定める比率を適用するときは、日本銀行に対する預け金の額を算入しない額を記載すること。

b～f [略]

[(2) ～ (5) 略]

(6) 日本銀行に対する預け金を算入する場合の連結レバレッジ比率又は持株レバレッジ比率

a レバレッジ比率告示第二条ただし書又は持株レバレッジ比率告示第二条ただし書の規定により金融庁長官が別に定める比率を適用する場合に限り、記載すること（この場合には、当該項を削除することができる。）。

b 「日本銀行に対する預け金の額」の項には、レバレッジ比率告示第六条第四項又は持株レバレッジ比率告示第五条第四項の規定により、総エクソージャーの額に算入しない日本銀行に対する預け金の額を記載すること。

e (6) の全ての項につき、「前期末」が令和二年六月三十日前となる場合には、当該欄を記載することを要しない。

(7) [略]

(別紙様式第十五号)

(第一面)

(単位：百万円、%)

TLAC 1 : TLACの構成			
国際株式の該当番号	項目	イ	ロ
		当期末	前期末

a～e [同左]

[(2) ～ (5) 同左]

[加える。]

(6) [同左]

(別紙様式第十五号)

(第一面)

(単位：百万円、%)

TLAC 1 : TLACの構成			
国際株式の該当番号	項目	イ	ロ
		当期末	前期末

[略]			
外部 TLAC 比率及び資本バンプラー (6)			
[略]			
31	うち、G-SIB/D-SIBバンプラー比率		
日本銀行に対する預け金を算入する場合の総エクスポージャーベース外部 TLAC 比率			
(7)			
	総エクスポージャーの額	(ナ)	
	日本銀行に対する預け金の額		
	日本銀行に対する預け金を算入する場合の総エクスポージャーの額	(ナ'))	
	日本銀行に対する預け金を算入する場合の総エクスポージャーベース外部 TLAC 比率	((ツ) / (ナ'))	

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示、持株自己資本比率告示、銀行 TLAC 告示及び銀行持株会社 TLAC 告示において使用する用語の例によるものとする。

[a~e 略]

[(1) ~ (6) 略]

(7) 日本銀行に対する預け金を算入する場合の総エクスポージャーベース外部 TLAC 比率

a レバレッジ比率告示第二条ただし書又は持株レバレッジ比率告示第二条ただし

[同左]			
外部 TLAC 比率及び資本バンプラー (6)			
[同左]			
31	うち、G-SIB/D-SIBバンプラー比率		
[項を加える。]			

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示、持株自己資本比率告示、銀行 TLAC 告示及び銀行持株会社 TLAC 告示において使用する用語の例によるものとする。

[a~e 同左]

[(1) ~ (6) 同左]

[加える。]

<p>書の規定により金融庁長官が別に定める比率を適用する場合に限り、記載すること（この場合には、当該項を削除することができる。）。</p> <p>h 「日本銀行に対する預け金の額」の項には、レバレッジ比率告示第六条第四項又は持株レバレッジ比率告示第五条第四項の規定により、総エクスゴージャアの額に算入しない日本銀行に対する預け金の額を記載する。</p> <p>o (7) の全ての項につき、「前期末」が令和二年六月三十日前となる場合には、当該欄を記載することを要しない。</p> <p style="text-align: center;">【(第二面)・(第三面) 略】</p>	<p style="text-align: center;">【(第二面)・(第三面) 同左】</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記せぬ。</p>	